**「アグリニクス研究会」(農・工・商連携研究会)の概要と**

**入会のご案内**

１．設置目的

農業者、工業者、商業者、大学、行政機関などが連携して、地域の農業分野に共通

する課題や問題点に取り組み、技術開発・商品開発に関する情報収集及び知識普及、

農業現場のニーズ把握、課題の抽出・解決に向けた企画立案及び実用化の促進などを

行い、その成果を産業発展につなげ、地域の産業基盤の確立に役立てる。

２．活動内容

①「技術開発」

農業現場のニーズに基づく課題を抽出し、それを解決するための基盤的技術の

調査及び普及を行う。さらに、必要な技術開発の企画とその実用化促進を行う。

② 「商品開発」

　　IT・ネットワーク技術をお茶・メロン・お米などの生産現場に活用し、地元の農作物を

用いて新市場の創造が可能な新しい商品の開発の企画とその実用化促進を行う。

③ 「人材開発」

農業後継者の育成と農業従事者の能力開発を目的に、ITを駆使した農産物の

生産・流通・販売にわたる教育プログラムを開発し、可能なところから、その

プログラムによる教育を実行する。

３．参加資格

　農業者、工業者、商業者、大学、行政機関

　※法人・個人、企業規模、業種及び地域は問いません。

４．入会申込方法

申込書に必要事項を記入し、FAXまたはE-mailでお申し込みください。

＊申込書は裏面にございます。

＊より詳細な情報は本研究会ホームページに掲載しております。

https://www.sist.ac.jp/about/facility/sougiken/support/aguri.html

（右QRコードからご覧いただけます）

ご不明な点がございましたら、下記事務局までご連絡をお願いいたします。

静岡理工科大学　総合技術研究所事務局

 〒437-8555 静岡県袋井市豊沢２２００－２

[TEL] 0538-45-0108　[FAX] 0538-45-0110　[E-MAIL] shakai@sist.ac.jp

**アグリニクス研究会 入会申込書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申 込 日 | 令和　　年　　月　　日 | 入会日 | * 令和　　年　　月　　日
 |
| 企業・団体名 |  |
| 職業（役職等） |  |
| （ふりがな）氏　　　　名 |  |
| 住所 | 〒　　　 |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E - mail |  |
| 区分 |
| □　企業　　□　個人　　□　各種団体・公的機関 |

※欄は事務局で記入いたしますので、ご記入いただく必要はございません。

【申込書送付先】

静岡理工科大学　総合技術研究所事務局

〒437-8555 静岡県袋井市豊沢２２００－２

[TEL] 0538-45-0108　[FAX] 0538-45-0110　[E-MAIL] shakai@sist.ac.jp

「アグリニクス研究会（農工商連携研究会）」会則

（名　　称）

第１条　本会の名称は、「アグリニクス研究会」（以下「本会」という。）と称する。

（目　　的）

第２条　本会の目的は、農業分野に関心を持つ農業者、工業者、商業者、大学、行政機関等が連携して共通する課題の解決に取り組み、その成果を産業の発展につなげ、地域の産業基盤の確立に役立てることにある。

（事　　業）

第３条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）技術開発・商品開発に関する情報収集及び知識普及

（２）農業現場のニーズ把握、課題の抽出・解決に向けた企画立案

（３）その他本会の目的達成のため、必要と認める事業

（構　　成）

第４条　本会は、農業分野に関心を持つ個人、企業、各種団体、公的機関等の会員によって構成する。

（役　　員）

第５条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　１人

（２）副会長　　　３人以内

（３）代表幹事　　１人

（４）幹事　　　１５人以内

（５）会計監事　　１人

（６）顧問　　　　若干名

（役員の指名）

第６条　会長は、袋井市産学官連携推進協議会会長が指名する。

２ 副会長、代表幹事、幹事及び会計監事は、会員の中から会長が指名する。

３　顧問は、農工商連携に関する有識者の中から会長が委嘱する。

（役員の職務）

第７条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

３　代表幹事及び幹事は、役員会を構成し、第１１条第３項に掲げる事項を審議する。

４　会計監事は、財務を監査する。

（任　　期）

第８条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

（会　　議）

第９条　本会に次の会議を置く。

（１）総会

（２）役員会

（総　　会）

第１０条　総会は、会長及び会員をもって構成する。

２　総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

３　総会は、次に掲げる事項について審議し決定する。

（１）事業報告及び収支決算に関すること。

（２）事業計画及び収支予算に関すること。

（３）その他会長が必要と認める事項に関すること。

 （役 員 会）

第１１条　役員会は、会長、副会長、代表幹事、幹事、会計監事及び顧問で構成する。

２　幹事会は、代表幹事が招集し、代表幹事がその議長となる。

３　役員会は、次に掲げる事項について審議し決定する。

（１）総会に諮る事項の原案作成に関すること。

（２）本会の企画運営に関すること。

（３）その他会長が必要と認める事項に関すること。

（運　　営）

第１２条　本会の経費は、補助金、会費、寄付金及びその他の収入を以て充てる。なお、年会費については、次のとおりとする。ただし、当分の間年会費を無料とする。

（１）年会費　企業会員　１社１万円、個人会員　１人３千円

（事業年度）

第１３条　本会の事業年度は毎年４月１日に始まり翌月３月３１日に終わるものする。

（事 務 局）

第１４条　本会の事務局は、静岡理工科大学総合技術研究所内に置く。

（雑　　則）

第１５条 本会の運営上その他必要な事項は、役員の協議により定める。

　　 附　　則

　　この会則は、平成１８年８月２日から施行する。

　　 附　　則

　　この会則は、平成２０年９月４日から施行する。

　　 附　　則

　　この会則は、令和４年８月２５日から施行する。